

「千歳市地域公共交通活性化協議会規約」の一部改正について

令和2年11月27日に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号の一部を改正する法律）」が施行され、従前の「地域公共交通網形成計画」が「地域公共交通計画」に改正されており、当市において、令和3年11月に「千歳市地域公共交通計画」を策定したことに伴い、「千歳市地域公共交通活性化協議会規約」第1条及び第3条第1項～第3項の一部を改正しました。

以上の改正内容について、法改正に伴う名称変更と、軽微なものであり、本協議会の運営や目的等に変更が生じないことから、事務局において改正を決定したので報告します。

千歳市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
千歳市地域公共交通活性化協議会規約	千歳市地域公共交通活性化協議会規約
<p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>形成計画</u>」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便を増進し、地域の实情に即した旅客輸送を実現するため、千歳市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>第2条 ~略~</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>（1）<u>形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>（2）<u>形成計画</u>及び<u>形成計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>（3）<u>形成計画</u>の達成状況の評価に関すること。</p> <p>（4）～（6） ~略~</p> <p>第4条～第16条 ~略~</p> <p>第12条～第16条 ~略~</p> <p>附 則 この規約は、平成26年3月7日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年1月29日一部改正） この規約は、平成27年1月29日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年3月30日一部改正） この規約は、平成27年3月30日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年3月24日一部改正） この規約は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する<u>地域公共交通計画</u>（以下「<u>公共交通計画</u>」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便を増進し、地域の实情に即した旅客輸送を実現するため、千歳市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>第2条 ~略~</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>（1）<u>公共交通計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>（2）<u>公共交通計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>（3）<u>公共交通計画</u>の達成状況の評価に関すること。</p> <p>（4）～（6） ~略~</p> <p>第4条～第16条 ~略~</p> <p>第12条～第16条 ~略~</p> <p>附 則 この規約は、平成26年3月7日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年1月29日一部改正） この規約は、平成27年1月29日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年3月30日一部改正） この規約は、平成27年3月30日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年3月24日一部改正） この規約は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和4年5月 日一部改正） <u>この規約は、令和4年5月13日から施行する。</u></p>

改正前	改正後